

利用上の注意

1 表章記号の規約

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 計数のない場合 | — |
| (2) 統計項目のありえない場合 | ・ |
| (3) 計数不明又は計数を表章することが不適当な場合 | … |
| (4) 表章単位の1/2未満の場合 | 0、0.0 |

2 統計表利用上の注意

- (1) 施設・事業所の分類は法律によった。
- (2) 集計対象は、活動中の施設・事業所である。
- (3) 都道府県-指定都市-中核市別の統計表は、施設の所在地ではなく、施設を設置又は認可（届出）した都道府県・指定都市・中核市で計上した。また、国立の施設は「国」に計上し、いずれの都道府県・指定都市・中核市にも含まれていない。
- (4) 施設の定員は、認可等を受けた定員とした。また、次の施設については、以下のとおりである。
 - ア 助産施設については、児童福祉法の規定による認可病床数で計上した。
 - イ 宿所提供施設については、人員で計上した。
 - ウ 母子生活支援施設については、世帯数で計上した。
- (5) 入所施設において通所（園）部門を併設している施設の定員及び在所者数は、入所+通所の定員、在所者数である。
- (6) 施設・事業所の従事者については、施設・事業所の設置基準・運営要綱・国庫負担金交付基準などにかかわらず、10月1日現在の状況を計上した。
- (7) 保育所等及び地域型保育事業所の定員及び利用児童数は、保育部分のみで計上した。
- (8) 平成30年以降は全数調査から標本調査へ移行したため、表題に「基本票」と記載がない統計表は推計値である。
- (9) 推計値は単位未満を四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合等がある。